

金沢区公告第 75 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第 1 4 3 条及び地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 18 日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	濱野 一廣
送達する 書 類 名	介護保険料額通知書（令和 8 年 8 月発送分）	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		